

## 包括外部監査の結果に係る措置通知について

### 1 措置通知があった包括外部監査

平成27年度 「外郭団体等の財務事務執行及び経営管理について」

平成30年度 「農林水産業の施策に関する事務の執行及び管理運営について」

令和元年度 「子ども・子育て支援に関する事務の執行について」

### 2 いわき市長から措置通知があった日

令和3年1月15日

### 3 措置通知の内容

別紙のとおり

※ 様式1「包括外部監査の結果に係る措置通知書」に記載されている「措置の種別（取扱い方針5(1)ア～ウ）」について

ア 監査結果に基づき、または結果を参考として改善策を講じたもの。

イ 指摘等を受けた事項について、遡及しての是正改善はできないものの、その後の事務執行に当たり、指摘等の趣旨に則り是正改善したもの。

ウ 遡及しての是正改善ができず、かつ、同種の事務執行が発生していない事項であって、担当部局としての改善方策が決定したもの。

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ウ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(130 頁)</p> <p>統合保育を実施する幼稚園の拡大について(市立幼稚園特別支援教育推進事業費)</p> <p>本事業は、市各地区の市立幼稚園 6 か所を対象としているが、定員枠があり、また遠距離通園となる等のため 6 か所に就園できない幼児が存在しており、当該幼児に対応するため、市は 6 か所以外の市立幼稚園でも受け入れを行っている状況である。</p> <p>6 ヲ所に就園できるか否かで、実施要綱にある助言指導等のプロセスを受けられるか否かが決まることは問題であり、また、本事業へのニーズが高まる中、事業の効果を総合的に把握する必要もあり、対象幼稚園の枠を広げる、あるいは 6 か所を基本としながら、その他の園も本事業の枠組みに組み込む等の対応が必要と考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>統合保育実施園以外においては、加配教諭を配置し受け入れを行っている園もあるが、統合保育実施園以外には、統合保育専門委員が配置されておらず、統合保育実施園で受けられる指導助言等が受けられない状況となっている。</p> <p>また、統合保育実施園の拡大に向けては、統合保育専門委員として配置できる臨床心理士等の専門職や加配教諭の確保が課題となっている。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>現在、統合保育実施園 6 園で指導助言を行っている 7 名の専門委員は、他業務も抱えており、その他の園への対応が困難なことや、統合保育専門委員として配置できる臨床心理士等の専門職の人材確保が難しいことから、今後については、浜児童相談所等との連携により実施している保育サポート事業や県教育委員会の事業等の活用により、その他幼稚園へのサポートを実施して参りたい。</p>	

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども支援課

監査の実施年度 (令和元年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ウ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(125 頁)</p> <p>こどもみらい部における事務の執行状況について</p> <p>(本事業に計上する人件費等の基準について (土曜日保育事業費))</p> <p>本事業は当初モデル事業として実施された経緯から本事業費が通常の運営管理費と区分されていたとのことであるが、本事業が開始して10 年以上が経過しており、事業が経常的に行われるようになったことから、予算管理上、通常の保育所の運営・管理経費 (公立保育所事業費) に一本化して運用する検討が必要と考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>土曜日午後の保育については、全ての公立保育所で実施しておらず、モデル事業として事業を開始した経緯から、公立保育所管理経費とは別に事業化していたものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>関係課との協議の結果、令和3年度より公立保育所管理経費に一本化する方針としました。</p>		